

AOSHIMA BEACH PARK ロケーションサー ビス利用規約

本規約は、AOSHIMA BEACH PARK(以下「本施設」といいます。)のロケーション貸出(外部イベント利用等)における条件を定めるものです。本施設は、青島のビーチカルチャー・ビーチスタイルを体現する場として、2015年からその世界観を大切にしながら様々な人の思いによって支えられてきた場所であり、そのブランド価値を重要視しています。利用者は、本施設の世界観および本規約を遵守し、円滑な運営に協力するものとします。

1. 利用フロー

1. お申込み: 指定のフォームに必要事項を記入の上、お申込みいただきます。
2. 企画審査・説明会: 事務局および関係者に企画書を提出してください。企画書の内容に基づき、企画審査および説明会を行います。
3. 審査結果の通知: 事務局所定の方法により審査の結果を通知いたします。
4. 事前入金: 審査の結果、事務局に承認された場合、指定期日までに事務局所定の方法により利用料金をお支払いください。入金をもって予約確定となります。
5. 利用開始: 当日は本規約および事務局または関係者の指示に従ってご利用ください。

2. 企画書の記載項目

企画審査および説明会に際しては、以下の内容を網羅した企画書を必ず提出してください。

- イベント名
- 希望日時
- イベント内容(趣旨・コンセプト)
- タイムテーブルイメージ
- 目標動員数、ターゲット層
- 告知、プロモーションイメージ
- 実施者、協力者の情報
- 協賛の有無
- 実施イメージ画像・動画
- 音楽コンテンツの有無
- キッチンカー等の出店有無(有の場合は出店舗リストまたは予定リストおよびメニュー内容)

- 持ち込み機材・設備（音響機器、什器、テント、車両等）の詳細
- 看板、ライト、その他本施設の装飾の計画案
- その他相談事項、依頼事項

3. ブランド・ディレクションおよび装飾

- 世界観の遵守：イベントや出店内容は、別紙「本施設のブランドイメージ」に準じた内容にしてください。
- 装飾の事前相談：看板、ライト等、本施設に装飾を行う場合は、必ず事前に事務局へ相談し、承認を得るものとします。
- ディレクションへの協力：ブランド戦略に基づき、装飾、什器、告知物等について事務局が適宜ディレクションを行います。利用者はこれに真摯に対応し、指示に従うものとします。
- 飲食物の販売：飲食物の販売を行う場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。常設店舗との兼ね合いにより内容を調整いただく場合があります。併せて、宮崎市保健所の規定に基づき、営業に必要な手続を実施した上で販売を行ってください。

4. キャンセルポリシー

以下の通り、キャンセル料を申し受けます。

- 施設利用開始日の1か月前まで：施設利用料金の10%
- 施設利用開始日の2週間前まで：施設利用料金の20%
- 施設利用開始日の1週間前まで：施設利用料金の50%
- 施設利用開始日の前日まで：施設利用料金の100%
- 施設利用開始日の当日：施設利用料金の100%

本施設は屋外施設です。安全を考え、通常のイベント時は以下を基準に荒天判断をしております。ご参考ください。（参照媒体：Windy、Yahoo!天気）。

荒天基準

風速6m/s以上、または降水量3mm以上が予測される場合（開催前日18時時点）

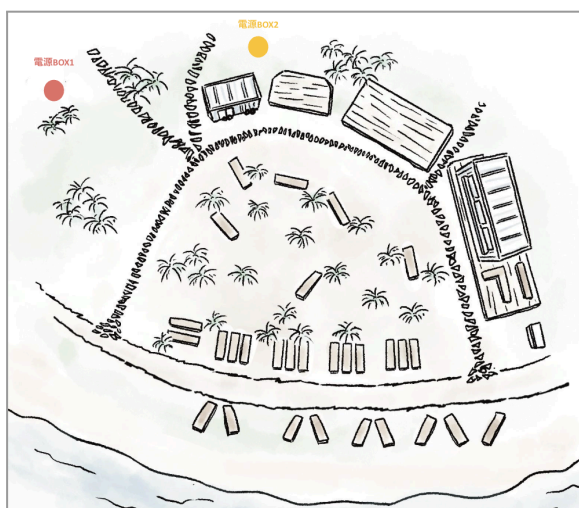
荒天の場合、事務局の判断によりイベントを中止とさせていただく場合があります。この場合、キャンセル料は発生いたしません。

5. 開催時間、音響および近隣配慮

- 開催時間: 原則10時～20時(21時までに消灯・撤収)の範囲内で開催してください。
- 音出し時間: 原則20時までとなります。それ以降の実施は事前協議が必要です。
- 設置方向: スピーカーは必ず海側に向けて設置してください。
- 音量調整: 当日の状況により、事務局の判断で音量を下げるよう依頼する場合があります。
- 周辺店舗への周知: 大音量が発生する音楽イベント等の場合は、参道商店街、LDK、NOT A HOTEL等の周辺施設へ事前に周知を行ってください。

6. インフラ・清掃・損害賠償

- 電気の利用: 原則として場内設備を使用してください(電源MAP参照)。使用電力が合計1500Wを超える場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。



- 持ち込み機材: 使用する全ての持ち込み機材・設備について、必ず事前に事務局へ相談し、承認を得るものとします。
- ゴミ処理: 発生したゴミは利用者が責任を持って回収し、翌日の朝まで(1日のみではなく特定の期間で開催する場合は、別途協議のうえ決められたタイミング)に回収等を完了させてください。
- 破損等への対応: 場内設備、貸出品に破損・汚損・盗難等があった場合は、後日損害賠償請求いたします。

7. 広報・クレジット

- 名称・ロゴ使用: 本施設の名称やロゴ等を使用したい場合は、必ず事前に事務局へ相談し、クレジット表記等についての指示に従ってください。
- 素材提供: イベント告知用の画像・動画その他素材の提供は行っておりません。
- 公式媒体での告知: 公式SNSやWEBサイトでの告知・シェア等は、ブランド戦略に基づき事務局がその可否を判断します。全ての依頼にお応えできるわけではない点をご了承ください。

8. その他遵守事項等

- 禁止行為: 本施設の利用にあたり、別紙「禁止事項」に該当する行為を禁止します。
- 反社会的勢力の排除: 利用者は、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本施設の利用に係る契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 事務局または関係者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて事務局または関係者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 規約違反等: 本規約および事務局または関係者の指示に従わない場合、イベントを中止とさせていただきます場合があります。この場合、支払済みの利用料金は返金いたしません。
- 不可抗力: 天変地異等の不可抗力によりイベントの開催が困難となった場合には、イベントを中止とさせていただきます場合があります。この場合、いずれの当事者も本施設の利用に係る契約に基づく義務の不履行等についてその責任を負わず、支払済みの利用料金は、利用者に返金されるものとします。
- イベント参加者等との紛争: 利用者と、イベント参加者、近隣住民その他の第三者との間で生じた紛争またはトラブル等について、事務局等は一切責任を負わず、利用者は自らの費用および責任においてこれらを解決するものとします。
- 損害賠償: 事務局(株式会社Libertyship)は、本施設の利用に関して利用者が被ったあらゆる損害について、事務局に故意または重過失があった場合を除き、一切の責任を負いません。事務局が損害賠償責任を負う場合であっても、事務局の損害賠償責任の範囲は、通常損害(積極的損害かつ直接損害に限り、逸失利益を除きます。)の範囲内で、かつ、支払済みの利用料金を上限とします。
- 準拠法・合意管轄: 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因しまたは関連するあらゆる紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 禁止事項

1. 事務局の運営を妨害するおそれがある行為
2. 事務局の事前の承認なく、本施設、付属設備および備品について、改造、装飾、模様替え、釘類の打ち付け、粘着テープ類の貼り付け、鋌止めその他の現状を変更する行為
3. 本施設内において使用が認められていない設備または備品の無断使用
4. 事務局の事前の承認のない持ち込み機材および設備の使用
5. 本施設において許容される重量を超える重量物、危険物および騒音または振動を生じる物を持ち込みおよび使用する行為
6. 発火または引火性の危険物の持ち込みおよび使用
7. 異臭・悪臭・強い匂いを発するものの持ち込みおよび使用
8. わいせつ物や違法な商品の販売
9. 他人の権利または利益を侵害する可能性のある行為および他人の権利または利益を侵害する可能性のある物品の販売
10. 事務局が本施設の利用に際して不適切であると判断した備品の持ち込み、使用および販売
11. 宗教活動または宗教団体への加入の勧誘
12. 無限連鎖講、マルチ商法またはそれらに類する、もしくはそのおそれがあると事務局が合理的な理由により判断するものの勧誘
13. 第三者に迷惑を及ぼすおそれがある言動、勧誘、騒音の発生またはその他の行為
14. 第三者または事務局に損失または不利益を与える行為
15. 申込内容と異なる本施設の利用
16. 犯罪行為、法令に違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
17. 公序良俗に反する低俗または卑猥な行為
18. 第三者もしくは事務局の財産、名誉、信用、プライバシー、パブリシティ権、著作権、商標権もしくはその他の権利を侵害する行為、侵害を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
19. 本施設の利用に関連して知り得た第三者または事務局の秘密に属すべき情報(事務局が秘密に取り扱うことを求めて開示した情報を含みます。)を利用、開示または公開する行為
20. 第三者の個人情報を開示する行為
21. 前各号のほか、事務局が合理的な理由により不適切と判断した行為